

1 宮の里地区のコミュニティ交通（実証実験）の概要

厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に基づき、市内の公共交通不便地域である宮の里地区において、路線バスを補完する移動サービスである地域コミュニティ交通の実証実験を行う予定です。本実証実験は、日常の買い物等を目的とした最寄りバス停や商業施設までの移動手段を支援する取り組みです。

なお、本実証実験は、市が事業主体となり、地域住民で構成された「宮の里地区コミュニティ交通運営協議会」の御協力のもと、地域特性や住民ニーズに適合する運行形態を検証するものです。

(1) 車両

ワゴン車1台（定員10人：運転手1人、運行助手1人、乗客8人）を予定。

(2) 実証実験期間

令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

（ただし、令和8年12月29日から令和9年1月3日は除く）

(3) 運行内容（予定）

・運行日：水曜日、土曜日（1日3便程度）

・運行形態：定時定路線型

（路線バスのように、あらかじめ決められたルートを、決められた時間どおりに運行し、定められたバス停から乗降できる乗合バス）

・行き先：宮の里⇄鳶尾方面のスーパーや公民館等

※運行ルート等は、「宮の里地区コミュニティ交通運営協議会」とともに検討を進めており、現在調整中です。参考に別紙1、2の運行ルート案をご覧ください。



2 運賃

コミュニティ交通は、路線バスの補完として位置付けていることから、路線バスの運賃とバランスをとる必要があり、現在の初乗り運賃 230 円を基準に運賃設定を行うものです。

利用者区分	運賃
大人	1 乗車 200 円
小学生	1 乗車 50 円
未就学児	無料

※現金払いのみとなります。

※おつりがないように運賃の準備をお願いいたします。

3 意見募集（道路運送法第 9 条第 5 項に基づく）

(1) 募集内容

道路運送法第 9 条第 5 項の規定に基づき、宮の里地区の地域コミュニティ交通の運賃に係る意見を募集します。

(2) 募集期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 17 日（水）（必着）

(3) 提出方法

提出様式、または、任意の様式に必要な事項（住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先）を明記し、提出してください。また、送信などの際には、【宮の里運賃意見】と記載してください。

なお、口頭、電話での意見はお受けできませんので、御了承ください。

※同時期に、市内の他コミュニティ交通の運賃に関する意見募集を行いますので、意見提出の際には、「宮の里地区の地域コミュニティ交通に関する運賃の意見であることを明確にするよう、ご協力をお願いいたします。」

(4) 提出先

- ・郵送 〒243-8511 厚木市中町 3-17-17 都市計画課宛て
- ・ファックス (046)222-8792
- ・窓口 都市計画課（第二庁舎 12 階）に持参
- ・メール 4600@city.atsugi.kanagawa.jp
- ・市ホームページお問い合わせフォーム

(5) その他

いただいた御意見は、道路運送法第 9 条第 4 項で規定する協議会における協議の参考といたします。また、結果につきましては、類似の御意見とこれに対する市の考え方を取りまとめた上、市のホームページ上でお知らせいたします。（個別の回答は行いませんので、御了承ください）

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月上旬 運賃協議会、地域公共交通会議
10月1日 実証実験の開始

5 意見提出先・問い合わせ先

担当 都市みらい部都市計画課交通政策係
〒243-8511 厚木市中町 3-17-17
電話 (046)225-2357
FAX (046)222-8792
E-Mail 4600@city.atsugi.kanagawa.jp